

次期生物多様性国家戦略に対する 経済界の期待

2021年 12月17日



経団連自然保護協議会
Keidanren Committee on Nature Conservation

1. 経団連自然保護協議会とは

■設立： リオの地球サミット（環境と開発に関する国連会議）が開催された1992年に設立。

※経団連は1991年に「経団連地球環境憲章」を策定。自然保護分野で憲章の考えを実現する組織として設立。

■目的： 途上国及び国内の自然保護活動を支援するとともに、企業の自然保護活動を促進する。
（経団連自然保護協議会規約第1条）

経団連

1,461社・189団体

（2021年4月1日時点）

経団連自然保護協議会
経団連会員企業約100社

「経団連自然保護協議会」は経団連の関連組織のひとつ。

〈経団連自然保護協議会の主要活動〉

1

経済界を中心とした啓発活動

2

経団連自然保護基金を通じた支援

3

経済界が生物多様性に取り組みやすい環境整備

2. 経済界を中心とした 啓発活動

2. (1)-① 「経団連生物多様性宣言・行動指針」

「経団連生物多様性宣言・行動指針」の策定(2009年3月)

2010年における名古屋でのCOP10の開催と生物多様性に係る新たな国際合意(愛知目標)の採択を見据え、生物多様性に資する行動を一層推進するため、7原則を策定。**経済界の自主的取組み、実践重視の考え**を示した。

2010年

- ・COP10(愛知)開催
- ・愛知目標採択

愛知目標
2010→2020

SDGs
2015

ISO14001
改訂
2015

パリ協定
2015

2020年→2021・2022年

- ・愛知目標達成年度
- ・COP15(中国昆明)開催
- ・ポスト愛知目標採択

国連生物多様性の10年(2011~2020年)

「経団連生物多様性宣言・行動指針」を改定(2018年10月)

第1条【経営者の責務】

第2条【グローバルの視点】

第3条【自主的取組み】

第4条【環境統合型経営】

第5条【自然資本を活かした地域の創生】

第6条【パートナーシップ】

第7条【環境教育・人材育成】

【改定のポイント】

1. **経営トップ**は、生物多様性の重要性を認識した企業経営を推進。「自然共生社会の構築を通じ**持続可能な社会の実現**」を目指す。(第1条)
2. 生物多様性は**多様な地域性**が特徴、且つ**グローバルな課題**。地域の特性に応じた**自主的な取組み**を推進し、その取組みをグローバル・サプライチェーンに拡大する。(第2、3条)
3. **自然共生社会の構築**は、**気候変動対策**や**資源循環対策**にも密接に関連。幅広い環境活動を事業活動に統合した「**環境統合型経営**」を推進する。(第4条)



2. (1)-② 『経団連生物多様性宣言イニシアチブ』

- 「愛知目標」の下で「生物多様性の主流化」に主体的に取り組んできた日本経済界の多様な先進的取組みと、「ポスト愛知時代」を見すえた「将来の取組み方針」を国内外に発信すべく、改めて「経団連生物多様性宣言等-改定版」(2018年)への賛同を呼びかけ。
- 240企業・団体が賛同、内118企業・団体が「将来の取組み方針」「取組み事例等」を提供。これらを取りまとめ「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」を作成、公表(2020年6月)。
- 「ポスト2020枠組み」の採択に向け開催される国際会議(IUCN総会(マルセイユ)、CBD・COP 15(昆明)等)で発信するため英語版を作成、公表(2020年11月)。
- 2021年8月、WEBサイトを開設。254企業・団体が賛同、130の取組事例を掲載(2021年12月)。現在も賛同企業、掲載事例が増加中。

<http://www.keidanren-biodiversity.jp/>



経団連中西前会長、小泉前環境大臣(2020年6月)

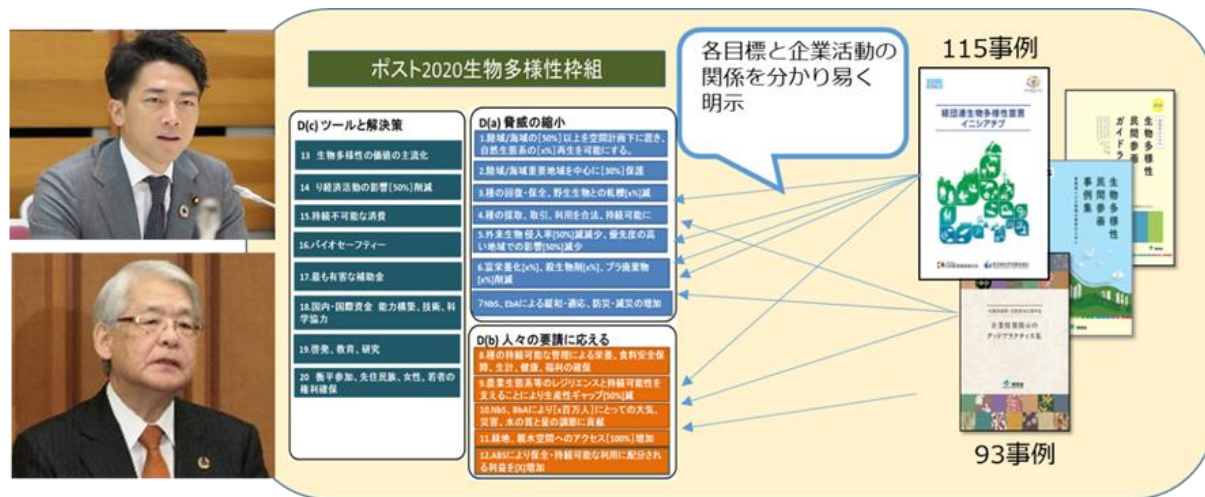


経団連生物多様性宣言への賛同企業・団体



2. (1)-③ 生物多様性ビジネス貢献プロジェクト-環境省との連携-

- 2020年11月、環境省と経団連・経団連自然保護協議会は、生物多様性分野での連携を合意。その一環として、「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を実施。
- 日本企業がビジネス活動を通じて生物多様性保全に貢献している事例を収集し、「ポスト2020生物多様性枠組（GBF: Global Biodiversity Framework）」の現時点の案に掲げられた21の目標の達成に貢献していることを、官民共同で国内外に発信すべく、事例を集めたホームページや動画を公表。https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/



://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/

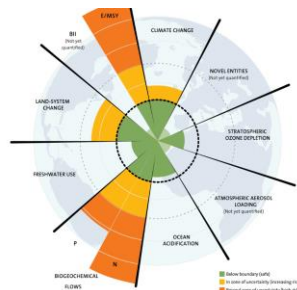


2. (2)-① エリザベス・ムレマCBD事務局長との懇談会 オンライン勉強会

エリザベス・マルマ・ムレマCBD事務局長との懇談会



TNFDの共同議長となった**エリザベス・マルマ・ムレマCBD事務局長と、東京・モントリオール間をオンラインで結び懇談会を開催(7月29日)**。ポスト愛知目標下の新たな生物多様性保全の国際枠組み交渉動向、TNFDの動向等の意見交換を実施。



Planetary boundaries.J.Lokrantz



オンライン勉強会



慶應大学 大沼あゆみ教授



大正大学 古田尚也教授



SusCon 栗野美佳子代表理事



三井住友トラスト・アセットマネジメント
川添誠司シニア・スチュワードシップ
オフィサー

回	日付	タイトル	講師
1	6月7日	ダスグプタ・レビューについて	慶應義塾大学大沼あゆみ教授
2	7月6日	NbS(Nature-based Solutions自然に根ざした課題解決)について	IUCN日本代表、大正大学古田尚也教授
3	7月30日	TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures 自然関連財務情報開示タスクフォース)について	SusCon栗野美佳子代表理事、三井住友トラスト・アセットマネジメント川添誠二SSO
4	10月28日	SBTs(Science-based Targets) for Nature(自然に関する科学に基づく目標設定)について	八千代エンジニアリング 山田 晃史コンサルタント、大正大学古田 尚也教授

2. (2)-② IUCN世界自然保護会議でのメッセージ発信

- IUCNが4年に一度開催する「世界自然保護会議」には、協議会は1996年の第1回開催以降、ミッション団を派遣して、世界との関係構築や日本の経済界活動の発信を行ってきた。
- コロナ影響により、第7回は1年延期して本年フランス・マルセイユで9月3日からハイブリッド開催となったため、協議会はオンラインにて参加した。
- オープニングイベント「CEOサミット」において、二宮会長のメッセージビデオを放映したほか、経団連生物多様性イニシアチブの発信をするなど、日本経済界における生物多様性の主流化に関するアピールを行った。

動画 <https://www.youtube.com/watch?v=xXBUElqu5XI>



3 - 11 September 2021



Chairman, Masaya Futamiya
Keidanren Committee on Nature Conservation

2. (2)-③ ケンブリッジ大学ダスグプタ名誉教授との懇談会

- 協議会、駐日英国大使館共催でダスグプタ名誉教授を招き、生物多様性の経済学:ダスグプタ・レビューに関する懇談会を開催(オンライン会合)。
- レビューは、英国政府の委託を受け、ダスグプタ名誉教授のチームが、生物多様性や生態系サービスの重要性を経済学の観点から評価したもの。生物多様性版スターン・レビューとも呼ばれる。
- 懇談会当日は、二宮会長その他、ロングボトム駐日英国大使、奥田環境省自然環境局長が出席し、大沼慶應義塾大学経済学部教授をファシリテーターとして、ダスグプタ教授と意見交換を行った。録画 <https://youtu.be/a-crgdo2A3w>



ダスグプタ名誉教授

自然との持続的な関係を築くには、我々の考え方、行動、経済的な成功の測定方法を変えるべきだ。自然資本を経済学に取り入れる必要がある。



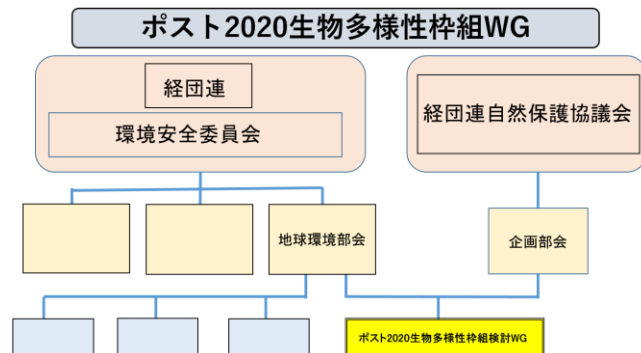
左から、奥田環境省自然環境局長、ロングボトム駐日英国大使、二宮会長、大沼慶應義塾大学教授

3. 経済界が生物多様性に 取組みやすい環境整備

3. 経済界が生物多様性に取り組みやすい環境整備

- (1) ポスト2020生物多様性枠組ワーキンググループ
- (2) TNFDへの取組み(TNFDフォーラムへの参画等)
- (3) 生物多様性民間参画ガイドライン改定版策定への対応

ポスト2020生物多様性枠組ワーキンググループ



2020年12月、CBD・COP15での新たな国際枠組み「ポスト2020生物多様性枠組(GBF: Global Biodiversity Framework)採択の動きに対応し、ポスト2020生物多様性枠組ワーキンググループを設置。

	期日	題目
第1回	2月9日	ポスト2020生物多様性枠組の交渉状況、及び、今後のスケジュール等
第2回	3月23日	『2050年ゴール、2030年ターゲットの目標値・モニタリング指標』
第3回	7月12日	生物多様性をめぐる最近のトピックに関する説明(G7成果、1次ドラフト、TNFD、成長戦略等)
第4回	10月19日	「ポスト2020生物多様性枠組交渉状況等」「30by30、世界の金融や企業を取り巻く動向」

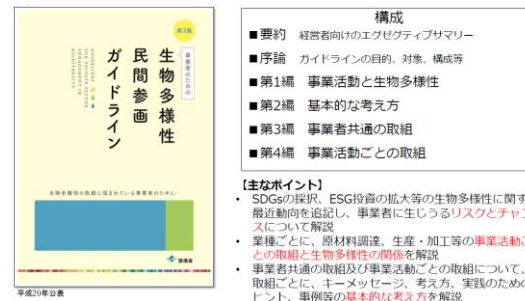
TNFDへの取組み

1. 気候変動にならった情報開示、目標設定を目指す動き、**TNFD**(Task Force on Nature-related Financial Disclosures自然関連財務情報開示、設立:2021年6月)、**SBT for Nature**(Science Based Targets for Nature: 設立:2020年4月)につき情報収集を行い、ワーキンググループ、オンライン勉強会等を通じ情報を提供。
2. 経団連自然保護協議会は、「**TNFDフォーラム**」に参画(2021年9月)



生物多様性民間参画ガイドラインへの対応

環境省は、「生物多様性基本法」に基づく事業者の責務を念頭に策定された「民間参画ガイドライン」の第2版(2017年公表)の改定版の作成準備中。事業者のニーズや意見が反映され、より有益なものとなるよう対応。



4. 次期生物多様性国家戦略に対する期待

4. (1) 次期生物多様性国家戦略への期待(総論)

1. ポスト2020生物多様性国際枠組への貢献

- ・わが国として、ポスト2020生物多様性国際枠組の実現に着実に貢献できるものであること。

2. 生物多様性保全の地域性への対応

- ・生物多様性保全は地域性がある課題であることに鑑み、わが国の生物多様性の実情、わが国を取り巻く経済社会の状況を踏まえたものであること。

3. 政府全体での取り組み

- ・ポスト2020生物多様性国際枠組実現への貢献について、政府全体で取り組むものであること。決して、環境省のみや、関係省庁の施策の単なるまとめ集であってはならない。

4. 気候変動との統合的な取り組み

- ・生物多様性と気候変動は不可分一体の課題との認識が国際的に広がっており、資源循環と併せ、生物多様性保全と気候変動対策に統合的に取り組むものとする。

5. 国民各主体の行動変容の促進

〈そのために必要なこと〉

- (1)あらゆるステークホルダーからみて取り組むべきものが分かりやすいものであること
- (2)目標(定量・定性)が適切かつ具体的で分かりやすいこと
- (3)策定過程においてステークホルダー(特に取り組みの主体となる者)の意見をよく踏まえ、実態に応じ、納得感があるものであること(特に取り組みの主体となる者)
- (4)国民の主体的な取り組みを後押しするものであること

4. (2) 次期生物多様性国家戦略への期待(各論)

1. ガイドライン、好事例集の活用

- ・事業者が主体的にとるべき行動の指針となるガイドラインや好事例集の活用は極めて有効。企業行動の参考となるよう、具体的な取り組み、取組み体制、適切な目標設定の手法、国際社会や海外企業の動向など、事業者のニーズも聞きながら盛り込むべき。
- ・また、生物多様性を取り巻く内外の動きが早い中で、できるだけ機動的に最新の情報が掲載できるよう、WEB版を作成・充実させるべき。

2. ESG金融

- ・ESG金融が活発化する中、金融機能を活用し、生物多様性保全を図っていく視点は極めて重要。その際、生物多様性への事業者の取り組みが生物多様性保全はもとよりグローバルなイコールフットングの見地からも適切に評価される必要。TNFDの場も活用し、わが国の事業者適切に資金供給されるよう取り組むべき。

3. 消費者への啓発

- ・「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」にある「ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルのへの反映」を実現するためには、生物多様性保全の重要性について、しっかりと国民全体、とりわけ消費者に浸透させていくことが重要。

4. 30 by 30・OECM認定

- ・自主性を尊重するとともに、認定にあたって柔軟な運用を行うなど、事務負担や利用制約も含め、事業者にとって取り組みやすい仕組みとする。
- ・社有林を持っていない事業者や海外に社有林を保有する事業者にも取り組める枠組みを検討する。
- ・取り組んだ企業が社会や金融機関から評価されるようにする。
- ・具体的なインセンティブを検討する。

4. (3) ポスト2020生物多様性枠組みへの経済界の貢献

1. 2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)

- ・経団連・経団連自然保護協議会は、産官民の連携・協力によって「ポスト2020生物多様性枠組」「国連生態系回復の10年」などの国際目標や国内目標の達成に貢献するため、今般、UNDB-Jの後継組織として設立された「2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」に参画。
- ・会長の十倉が、同会議の会長に就任。
- ・同会議の下に設置されるビジネス・フォーラムの活動も通じ、わが国における生物多様性の主流化、ポスト2020生物多様性枠組の実現に積極的に貢献する所存。

2. 生物多様性分野における環境省との連携推進

- ・経団連・経団連自然保護協議会は、2020年9月、環境省との間で「環境と成長の好循環に向けたコロナ後の経済社会の再設計」に合意し、今後の連携を確認。同年11月には、生物多様性分野での連携について、改めて合意し、前述の通り、「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」で、動画・事例WEサイトを作成している。
- ・引き続きこの連携枠組も活用し、政府と一体となって生物多様性保全に取り組んでまいりたい。





FOR ALL THE LIFE ON EARTH

